

回 答 書

公益財団法人神奈川県公園協会 理事長

(件名) 令和4年度 都市公園等駐車場事業 辻堂海浜公園 駐車場管理業務委託

No.	対象項目	質疑内容	回答
1	3 応募者の資格要件 (2)	当初契約期間内の中途解約について、受託者の責によらないものも含まれますでしょうか。また、記載の実績を証するにあたっては当該実績に係る契約書のコピー等を提出すればよろしいでしょうか。	受託者の責によらないものは含まれません。 実績を証するにあたっては、契約書のコピー等証明できる書類の写しをご提出ください。
2	4 業務の内容 (1) 受託者の業務範囲 ア	業務終了後の原状復旧については、事業者負担と明記がありますが、現在設置されている既設機器の撤去についても事業者負担になりますでしょうか。	既設機器の撤去費用は、本事業の積算には含めないでください。 別途、受託事業者に委託する予定です。
3	4 業務の内容 (1) 受託者の業務範囲 イ (イ)	消耗品(駐車券・ロール紙・インクリボン・ゲートバー等)の費用負担は、貴協会での認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		定期保守点検は2回/年と御座いますが、故障時の点検(所謂「緊急点検」)についてはその発生の都度行う必要があります、且つこれに係る費用については本業務に含めるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	4 業務の内容 (1) 受託者の業務範囲 エ (ア)	電子決済サービスに伴う各種クレジットカード事業者、交通系ICカード事業者等との契約は受託者にて行う、とありますが電子決済サービス利用に伴い発生する手数料(基本料・売上に乗じた～%手数料)の負担主体はどのようになりますでしょうか。 一般的には、事業主体を持たれている側・売上の帰属先にて負担をすることとなっております。	電子決済サービス手数料の負担主体は、弊協会です。 電子決済サービス取扱い業者への手数料支払い方法等については、受託者と契約時に協議します。

6	<p>4 業務の内容 (1) 受託者の業務範囲 エ (イ)</p>	<p>「電子決済により支払われた駐車料金については翌月5日までに振込」と御座いますが、クレジット会社・電鉄会社等から正式な利用明細票の受領は早くても翌月中旬となります。</p> <p>上記事由から下記の御対応をご検討頂くことは可能でしょうか。</p> <p>① 翌月5日までの期日を翌月末までに猶予頂く</p> <p>② 記載期日を順守する場合はクレジット会社等からの利用明細原本を受領する前に見込み額を弊社にて立て替えて貴協会に前払いでお支払する。</p> <p>※②の場合、立て替えて支払った金額と利用明細額に差異が生じた場合、貴協会への追加支払い・貴協会から返金等の対応を頂く必要が発生する場合がございます。</p>	<p>毎月の駐車場利用台数及び駐車場利用収入金額は神奈川県に翌月10日までの報告が必須となるため、受託事業者からの報告は翌月5営業日以内が必須です。</p> <p>報告期限の日に、金額が確定できない場合、見込額で報告を受領し、見込額と確定額との差異は、翌月報告時に調整することを想定しています。</p> <p>なお、駐車場利用料金を弊協会へ送金する時期は、契約時に協議します。</p>
7	<p>4 業務の内容 (1) 受託者の業務範囲 エ (イ)(ウ)</p>	<p>記載の期日は、ゴールデンウィーク、年末年始等の社会慣習化した長期連休時についても遵守が必要でしょうか。(2020年のように正月三が日明けの1月4日・1月5日が土日に該当する年度の場合、上記期日の遵守ができないと考えております。)</p>	<p>報告期限の日が、土日にあたる場合、原則として次の営業日を報告期限の日とします。</p> <p>報告期限の日の決定は、年度ごとに協議します。</p>
8	<p>4 業務の内容 (2) 受託者に求める条件 イ</p>	<p>駐車場設備の一覧があり、品番及び仕様内容が詳細に記載されていますが、同スペックであれば他社製品を使用することは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。ただし、企画提案書類に仕様内容とは異なる製品を使用する理由と同じ機能を有する機器であることを明確に記載してください。</p>
9	<p>4 業務の内容 (2) 受託者に求める条件 エ 設置・改修工事 (カ)(キ)</p>	<p>施工中においても駐車場として利用し且つ利用料金にはできる限り徴収と御座いますが、案としては第一駐車場の工事中については第一駐車場を封鎖し、第二駐車場のみ運営。その後第二駐車場を工事中については、第一駐車場の</p>	<p>施工中においても当駐車場の利用に伴う利用料金はできる限り徴収できるよう施工スケジュール等に配慮してください。</p> <p>緑化協力金の取扱いと併せて、対応方法を事前に公園職員と協議してください。</p>

		み運営」といったスケジュール対応は可能でしょうか。 また、仮に機械管制を行わずに手取りで利用料金を徴収する場合、緑化協力金の支払いについても対応が必須となりますでしょうか。	
10	4 業務の内容 オ 管理上の注意事項 (ア)	減免対応を検討している対象者をご教授下さい。	管理基準(時間制駐車料金及び減免等措置)第16条をご確認ください。
11	4 業務の内容 オ 管理上の注意事項 (エ)	混雑緩和策については、提案として貴協会の職員様の協力を求めることは可能でしょうか。	可能です。
12	4 業務の内容 オ 管理上の注意事項 (オ)	業務負担の提案について、4業務内容(受託者の業務範囲に「駐車場売上金の回収業務」の明記がないですが、売上金回収業務については貴協会にて行うとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	4 業務の内容 オ 管理上の注意事項 (カ)	新たな提案の金額は、審査配点における「本業務経費」の評価対象にならない認識でよろしいでしょうか。	新たな提案は、事業予定者決定後に実行の適否を協議するため、「本業務経費」の評価対象になりません。ただし、企画提案書類には新たな提案に係る費用を明確に記載してください。
14		今現在において本物件に関する駐車場法に基づく届出については完了しており、事業予定者決定後に「変更の届出」を行う予定との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	5 応募手続き等 (2) スケジュール	契約締結が令和3年12月中旬～、駐車場供用開始が令和4年4月1日となっております。 その間の約3か月間において貴協会からの駐車場管理費支払いはないとの認識でよろしいでしょうか。この場合、事業予定者にて2022年3月31日までにを行うべき受託業務は駐車場管制機器の工事・業務引き継ぎのみであり、保守点検やトラブル対応について	本業務は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の契約期間であることから、契約締結から令和4年3月31日までの間は業務開始に向け、工事の日程調整等の詳細を検討する期間と考えており、受託者への支払いは想定しておりません。したがって、保守点検やトラブル対応などは令和4年4月1日から行うことで問題ありません。 改修工事等の留意点については、募

		<p>は行う必要はないとの認識でしょうか。</p> <p>また、令和4年2月下旬からの改修工事の内容及び引継に際しての留意すべき事項があればご教授下さい。</p>	<p>集要項のエ設置・改修工事に記載のとおりですが、詳細については、契約時に協議させていただきます。</p>
16	<p>9 企画提案書類及び審査配点</p> <p>1 自由提案</p> <p>② 業務遂行能力</p>	<p>駐車場設備及び機器において、建築法規における水平投影面積の対象となる機器はないと考えております。そのような場合は、投影面積図の作成は不要と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>投影面積図は藤沢土木事務所が土地使用料を算出するために必要な書類であるため、新たに設置される機器や工作物、既存機器も含めて投影面積図を作成してください。</p>
17	<p>管理基準</p> <p>第5条(営業時間等)</p>	<p>トラブル防止の為、夜間帯についても出口精算機の電源は入れておいてもよろしいでしょうか。</p> <p>(営業時間内に出庫しない車両が場内に閉じ込められる状態を防ぐ為)</p> <p>また、可能な場合、駐車料金については正規料金を徴収すれば足りるでしょうか。</p>	<p>本公園の駐車場は、営業時間外は門扉により施錠します。残車については、翌朝門扉開錠後に出庫してもらうこととなっております。</p>
18	<p>管理基準</p> <p>第28条(緑化協力金)</p>	<p>5割免除の該当者が緑化協力金を支払う際は、免除後の料金に+20円で計算されますでしょうか。</p> <p>(計算式をご教授ください。)</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>緑化協力金に賛同する方が支払う額は、利用料金(減免がある場合は、減免後の金額)に20円を加算した額となります。</p>
19	<p>駐車場管理業務委託事業者選定審査基準</p> <p>2 審査基準(2 本業務経費)の配点基準</p>	<p>「予定価格」については、設計書記載の見積平均額が指しているのでしょうか。仮に相違する場合、当該「予定価格」を開示頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>掲載の額は予算額であり、予定価格ではありません。</p> <p>また、予定価格は、落札候補者が決定するまで開示いたしません。</p>
20	<p>その他</p>	<p>現状の常駐係員の配置ポスト及び配置時間をご教授下さい。また、令和4年度以降、変更がある場合は想定されている常駐係員の配置ポスト及び配置時間をご教授下さい。</p>	<p>平日： 6:00～18:00 2P</p> <p>土日祝日： 6:00～ 8:00 2P</p> <p>8:00～16:00 3P</p> <p>16:00～18:00 2P</p> <p>夏季(7月中旬～8月末)：</p> <p>6:00～ 9:00 2P</p> <p>9:00～12:00 4P</p> <p>12:00～14:00 6P</p> <p>14:00～17:00 4P</p> <p>17:00～20:00 2P</p>

21	その他	電気代の費用負担は、貴協会または受託者どちらになりますでしょうか。	弊協会の負担となります。
----	-----	-----------------------------------	--------------